# 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令 （昭和六十三年自治省令第二十六号）

#### 第一条（法第十条に規定する総務省令で定める地区）

農村地域工業等導入促進法（以下「法」という。）第十条に規定する総務省令で定める地区は、次の各号に掲げる要件に該当する工業等導入地区であつて、工業等（法第二条第二項に規定する工業等をいう。以下同じ。）の導入に伴いその地区内において必要となる道路、用排水施設、廃棄物処理施設等の施設が総合的に整備されることが確実である地区として、都道府県が実施計画（法第五条第一項又は第二項に規定する実施計画をいう。以下同じ。）を定める工業等導入地区にあつては当該都道府県知事が関係市町村長の意見を聞いて指定し、市町村が実施計画を定める工業等導入地区にあつては当該市町村長が都道府県知事に協議して指定したものとする。

###### 一

その地区の面積が二ヘクタール以上であること。

###### 二

その地区が、基準日の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・四（当該地区の面積が二十ヘクタール以上である場合にあつては〇・六）に満たない市町村の区域内にあること。

##### ２

前項第二号の基準日は、その地区に係る実施計画が定められた日（以下この条において「決定日」という。）から起算して五年内にあつては決定日とし、決定日から五年を経過した日から起算して五年内にあつては当該決定日から五年を経過した日とし、決定日から五の倍数の年を経過した日から起算して五年内にあつては当該決定日から五の倍数の年を経過した日とする。

#### 第二条（法第十条に規定する総務省令で定める設備）

法第十条に規定する総務省令で定める工業等の用に供する設備は、当該設備のうち一の生産設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下同じ。）の取得価額の合計額が三千万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する設備にあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が十五人を超えるものとする。

#### 第三条（法第十条に規定する総務省令で定める場合）

法第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

###### 一

事業税

###### 二

不動産取得税

###### 三

固定資産税

#### 第四条（対象設備に係る所得金額等の計算方法）

前条第一号の当該設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。

###### 一

その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

###### 二

前号以外の場合

##### ２

鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）とこれらの事業以外の事業をあわせて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

##### ３

第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第四十一号）の施行の日の属する年度の前年度の基準財政収入額の算定において法第十条の規定の適用を受けている地区は、第一条の規定にかかわらず、当分の間、法第十条の総務省令で定める地区とする。

##### ３

農村地域工業導入促進法施行令第六条第一号の額の計算に関する省令（昭和四十六年自治省令第二十一号）は、廃止する。

# 附　則（平成二年三月三一日自治省令第一〇号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

##### ２

改正後の第二条の規定は、この省令の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。

# 附　則（平成八年三月二九日自治省令第一〇号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令第二条の規定は、この省令の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一〇年三月三〇日自治省令第一〇号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日自治省令第一六号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

##### ２

第一条の規定による改正後の農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令第二条の規定は、この省令の施行の日以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年三月三一日総務省令第四三号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### ２

第三条の規定による改正後の農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令第二条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される生産設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された生産設備については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一六年三月三一日総務省令第七四号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月三一日総務省令第五一号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年三月三一日総務省令第四一号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。